

令和 6 年 8 月 1 日

総 務 大 臣  
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 相 田 仁

答 申 書

令和 6 年 6 月 13 日 付け 諮問 第 3182 号 を も っ て 諮問 され た 事 案 に つ い て、 審 議 の 結 果、 下 記 の と お り 答 申 す る。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙 1 のとおりである。
- 2 本件、諮問された電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案については、別紙 2 のとおり修正を加えた上で改正することが適当と認められる。

以上

## 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

■意見募集期間：令和6年6月14日（金）から同年7月16日（火）まで

■案件番号：145210313

■意見提出数：5件（法人・団体：1件、個人：4件）

■意見提出者：以下のとおり

受付	意見提出者
1	中部テレコミュニケーション株式会社
2	個人A
3	個人B
4	個人C
（審議会への必要的諮問事項以外に係るもの）	
5	個人D

■ 未整備地域等の区域指定の特例について

意見	考え方	案の修正
<p>(意見1)</p> <p>・新設する第40条の8の3の2の第1号には「…一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で…第二号基礎的電気通信役務を提供していること」とあるが、第40条の6の2第2項の「割合」は電気通信回線設備の規模に係る「割合」であり、電気通信事業者の「割合」ではないから、条文として整合しない。「…一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超える電気通信回線設備を設置し、その状態で…」等とすべきである。</p> <p>【個人A】</p>	<p>(意見1に対する考え方)</p> <p>御指摘のあった電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」と言います。)第40条の6の2第2項においては、「電気通信回線設備の規模をいい、その規模として定める割合」と規定されていることから、原案の「一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え」は電気通信事業者の「割合」を規定するものではないことは明確であるため、修正の必要はないと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>(意見2)</p> <p>・新設する第40条の8の3の2の第2号には「当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から他の電気通信事業者に変更され、」とあるが、「地方公共団体」が「電気通信事業者」であるとは限らない。(IRU契約による場合、電気通信回線設備の所有者が電気通信事業者である必要はない。)その場合、この条文は整合せず、例えば「地方公共団体から他の者(電気通信事業者である者に限る。)に…」等とすべきである。</p> <p>【個人A】</p>	<p>(意見2に対する考え方)</p> <p>本件電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案による改正後の施行規則(以下「新施行規則案」と言います。)第40条の8の3の2第2号は、公設設備の民間移行を促進する観点から、電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者(民間事業者を想定し、地方公共団体を除く。)に変更された場合であっても、引き続き施行規則第40条の8の5第2項第2号に該当するものとみなして新施行規則案第40条の8の3の規定を適用する場合を規定するものです。この観点及び御指摘を踏まえれば、次のとおり整理し、規定を分かりやすくすることが適当と考えます。なお、附則改正規定案の第2条の該当部分も同様にすることが適当と考えます。</p> <p>二 第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなったとき 当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から<b>他の</b>電気通信事業者(<b>地方公共団体を除く。</b>)に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなった日以降継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。</p>	<p>有</p>

## ■ 大幅な赤字額の設定について

意見	考え方	案の修正
<p>(意見3)</p> <p>大幅な赤字額の設定の前提となる、町字ごとの一回線当たりのコストについて、入力値の募集・精査を含め、総務省殿が現時点で把握し得る情報を基に試算したとありますが、区域指定後の実態と照らして大きな乖離が生じた場合には必要に応じた試算方法の見直しを行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>(意見3に対する考え方)</p> <p>御指摘の大幅な赤字額の設定については、今般、総務省が、情報通信審議会の本年3月の答申(「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申)において、「最終的に国民に負担が転嫁された場合にもその負担が過大なものとならないように配慮され、かつ、適切な見直しも可能な額を総務省令等の中で総務省が設定することが適当」とされたことを踏まえ、設定しようとしているものです。同答申においても、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の在り方については、「適宜適切に見直しを行っていくことが重要である」とされており、本審議会としてもこれに賛同します。</p>	無
<p>(意見4)</p> <p>大幅な赤字額の算定について、検討過程が不透明であるため、詳細を明らかにしていただくことを要望します。具体的には以下の点について明らかにすべきです。</p> <p>1 電話ユニバにおいて上位4.9%としている高コスト地域の基準を上位5%に変更した理由(たかが0.1%の差ではありますが、国民・事業者の負担の高低を左右するものであり、ないがしろにはなりません。)</p> <p>2 累積町字数から高コスト地域を特定する理由(電話ユニバにおいては回線数累積から高コスト地域を特定しており、BBユニバにおいて全く同様のことはできない場合も、例えば、町字の累積を町字毎の回線数の加重により行うことで、類似の対応が可能と考えます。)</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>(意見4に対する考え方)</p> <p>高コスト地域の町字を支援区域の上位5%とすることについて、一回線当たりの月額コストが大幅な赤字額を上回る町字については特に第二号基礎的役務の提供に係る費用が大きく、特別支援区域として維持管理費に支援が必要であること、他方で交付金の原資である負担金が最終的に利用者(国民)に転嫁され得ることなどを考慮し、現行の「電話のユニバーサルサービス制度」を参考に設定したものと総務省から諮問時に説明がなされています。</p> <p>また、高コスト地域の特定に累積町字数を使用することについては、施行規則第40条の8の2第1項の規定に基づく支援区域の指定の単位が町字単位であり、この指定のためには町字ごとの大幅な赤字額の設定が必要であることから、合理的であると考えます。</p>	無

## ■ その他(省令改正の記載方法について)

意見	考え方	案の修正
<p>(意見5)</p> <p>2ページの改正前欄の4行「新設」は「号を加える」のほうがよい。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>(意見5に対する考え方)</p> <p>御指摘の点については、総務省令の改正時における総務省の統一的な記載方法に基づいているものであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p>	無

■ 審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの

※次の「考え方」は総務省の考え方

意見	考え方	案の修正
<p>(意見6)</p> <p>意見公募要領に添付されている「意見書」の様式には「日本工業規格」によるべきことが記載されているが、現在我が国には「日本工業規格」というものはない。「日本産業規格」である。これにより「意見書」の様式は意味不明となっており、国民等は意見を提出することはできない。意見を提出することができない形で始められた意見募集手続は無効であり、再度実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>(意見6に対する考え方)</p> <p>御指摘の意見書の様式については、意見公募手続が要式行為ではないことから、異なる様式を用いて提出された意見についても受け付けており、御指摘の部分をもって意見公募手続自体が無効となるものではありません。</p> <p>なお、いただいた御意見については、今後の意見募集に当たって適切に対応いたします。</p>	<p>無</p>

(以上)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七条第二号並びに第一百十条の二第一項及び第二項第一号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間)  
 第四十条の六の三 法第七十七条第二号及び法第一百十条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、それぞれ第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年とする。

2 法第一百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第七十七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第一百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

(一般支援区域の指定等)  
 第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告(以下この条及び次条において「規模報告」という。)があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第一百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

(特別支援区域の指定等に係る特例)  
 第四十条の八の三の二 総務大臣は、規模報告に係る単位区域が第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当しなくなつた場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、次条に規定する方法により算定した額が零を上回り、かつ、法第一百十条の二第一項第二号の要件に該当すると認められる限り、引き続きそれぞれ第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当するものとみなして、前条の規定を適用するものとする。

一 第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において、一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

二 第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から他の電気通信事業者(地方公共団体を除く)に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

(法第一百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額)

(第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間)  
 第四十条の六の三 法第七十七条第二号及び法第一百十条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、一年とする。

〔新設〕

(一般支援区域等の指定等)  
 第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る単位区域が法第一百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

〔新設〕

第四十条の八の四の二 法第一百条の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額一万一千七百九十円とする。

〔新設〕

（地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合）

（地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合）

第四十条の八の五 〔略〕

第四十条の八の五 〔同上〕

2 法第一百条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、第四十条の八の四に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、前条で定める額を下回るときとする。

2 法第一百条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、前条に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、法第一百条の二第二項第一号イの総務省令で定める額を下回るときとする。

〔一・二 略〕

〔一・二 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次条第一項において「新施行規則」という。）第十四条の第三項の規定は令和五年十月一日から適用し、第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十二、様式十二の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は報告期限が同年七月一日以降である報告から適用する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当する単位区域については、この省令の施行の日の翌日以後最初に当該単位区域がそれぞれ同項第一号又は第二号に該当しなくなった場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、新施行規則第四十条の八の四に規定する方法により算定した額が零を上回り、かつ、法第百十條の二第一項第二号の要件に該当すると認められる場合に限り、当該単位区域は引き続きそれぞれ新施行規則第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当するものとみなす。</p> <p>一 新施行規則第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなったとき 当該単位区域において、一の電気通信事業者が新施行規則第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で新施行規則第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなった日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。</p> <p>二 新施行規則第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなったとき 当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者（<b>地方公共団体を除く。</b>）に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなった日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。</p> <p>〔削る〕</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次条第五項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次条第一項及び第二項において「新施行規則」という。）第十四条の第三項の規定は令和五年十月一日から適用し、第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十二、様式十二の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は報告期限が同年七月一日以降である報告から適用する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなった場合にあっては、当該単位区域において、電気通信回線設備の規模（新施行規則第十四条の五第一項に規定する電気通信回線設備の規模をいう。）が新施行規則第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える電気通信事業者の数が一以下であるときに限り、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>

附 則

この省令は、令和六年 月 日から施行する。